※これは書面による手続を示した例です

令和○○年○○月○○日

評議員各位

社会福祉法人○○○会
理事長　○○　○○

評議員会の目的である事項の提案及び報告事項の通知について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

　さて、社会福祉法第45条の９第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条（評議員会の決議の省略）及び195条（評議員会の報告の省略）の規定に基づき、下記のとおり評議員会の目的である事項（議案）の提案と報告をいたします。

評議員の皆様におかれては、下記の議題をご検討いただき、当該全議案に同意し、また、当該全報告事項を評議員会に報告することを要しないことに同意いただける場合には、別紙 同意書に記名押印の上、本会へご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、評議員の皆様全員から同意書をいただけた場合には、当該議案を可決する評議員会の決議及び報告事項の評議員会への報告があったものとみなし、評議員会を開催しないこととさせていただくことを申し添えます。

記

１　提案事項（別添議案書のとおり）

第１号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

第２号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

２　報告事項（別添報告書のとおり）

報告第１号　　〇〇〇〇について

報告第１号　　〇〇〇〇について

３　同意書の送付について

令和○○年○○月○○日までにご送付いただくようお願いいたします。

４　連絡先

社会福祉法人○○○会　法人本部（担当○○）
電話　○○○－○○○－○○○○

|  |
| --- |
| 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（評議員会の決議の省略）第194条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。２　社会福祉法人は、前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。３　評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。一　前項の書面の閲覧又は謄写の請求二　前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求４　第１項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（評議員会への報告の省略）第195条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。 |

**同意書**

私は令和〇〇年〇〇月〇〇日付で通知のあった下記全議案に同意し、また、全報告事項を評議員会に報告することを要しないことについて同意します。

記

１　提案事項（別添議案書のとおり）

第１号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

第２号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

２　報告事項（別添報告書のとおり）

報告第１号　　〇〇〇〇について

報告第２号　　〇〇〇〇について

３　特別の利害関係の確認

　　　当該提案事項につき、特別の利害関係（利益相反取引等）に該当する場合は、該当内容について以下の欄に記載してください（該当がない場合は記載不要です）。

|  |
| --- |
| 該当する議案と利害関係の内容 |
|  |

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○会

理事長　○○　○○　様

氏名　　　　　　　　　㊞

※これは書面による手続を示した例です

令和○○年○○月○○日

理事各位

社会福祉法人○○○会
理事長　○○　○○

理事会の目的である事項の提案及び報告事項の通知について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

　さて、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（理事会の決議の省略）及び98条（理事会の報告の省略）の規定に基づき、下記のとおり理事会の目的である事項（議案）の提案と報告をいたします。

理事の皆様におかれては、議案の内容をご検討いただき、当該全議案に同意いただける場合には、別紙 同意書に記名押印の上、本会へご返送いただきますようお願い申し上げます。

理事の皆様全員から同意書をいただけた場合であって、監事の皆様全員から異議の申し出がなかった場合には、当該議案を可決する理事会の決議があったとみなし、理事会を開催しないこととさせていただくことを申し添えます。

なお、本通知により、当該報告事項の理事会への報告は省略させていただきます。

記

１　提案事項（別添議案書のとおり）

第１号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

第２号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

２　報告事項（別添報告書のとおり）

報告第１号　　〇〇〇〇について

報告第１号　　〇〇〇〇について

３　同意書の送付について

令和○○年○○月○○日までにご送付いただくようお願いいたします。

４　連絡先

社会福祉法人○○○会　法人本部（担当○○）
電話　○○○－○○○－○○○○

|  |
| --- |
| 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（理事会の決議の省略）第96条　社会福祉法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。（評議員会への報告の省略）第195条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。【社会福祉法人定款例】（決議）第26条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。 |

**同意書**

私は、理事会の決議の目的である事項に係る下記提案事項（令和○○年○○月○○日付）の全てについて同意します。

記

１　提案事項（別添議案書のとおり）

第１号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

第２号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

２　特別の利害関係の確認

　　　当該提案事項につき、特別の利害関係（利益相反取引等）に該当する場合は、該当内容について以下の欄に記載してください（該当がない場合は記載不要です）。

|  |
| --- |
| 該当する議案と利害関係の内容 |
|  |

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○会

理事長　○○　○○　様

氏名　　　　　　　　　㊞

※これは書面による手続を示した例です

令和○○年○○月○○日

監事各位

社会福祉法人○○○会
理事長　○○　○○

理事会の目的である事項の提案及び報告事項の通知について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

　さて、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（理事会の決議の省略）及び98条（理事会の報告の省略）の規定に基づき、下記のとおり理事会の目的である事項（議案）の提案と報告をいたします。

監事の皆様におかれては、議案の内容をご検討いただき、当該全議案に異議がない場合には、別紙 異議確認書に記名押印の上、本会へご返送いただきますようお願い申し上げます。

理事の皆様全員から同意書をいただけた場合であって、監事の皆様全員から異議の申し出がなかった場合には、当該議案を可決する理事会の決議があったとみなし、理事会を開催しないこととさせていただくことを申し添えます。

なお、本通知により、当該報告事項の理事会への報告は省略させていただきます。

記

１　提案事項（別添議案書のとおり）

第１号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

第２号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

２　報告事項（別添報告書のとおり）

報告第１号　　〇〇〇〇について

報告第１号　　〇〇〇〇について

３　同意書の送付について

令和○○年○○月○○日までにご送付いただくようお願いいたします。

４　連絡先

社会福祉法人○○○会　法人本部（担当○○）
電話　○○○－○○○－○○○○

|  |
| --- |
| 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（理事会の決議の省略）第96条　社会福祉法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。（評議員会への報告の省略）第195条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。【社会福祉法人定款例】（決議）第26条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。 |

**異議確認書**

私は、理事会の決議の目的である事項に係る下記提案事項（令和○○年○○月○○日付）の全てについて異議はありません。

記

１　提案事項（別添議案書のとおり）

第１号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

第２号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○会

理事長　○○　○○　様

氏名　　　　　　　　　㊞